

教育委員会会議録

令和6年8月5日（月） 午前10時00分 開会
午前11時11分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

飯田靖教育長、岡田豊委員、度會秀子委員、河野明日香委員、野杵晃充委員
内田智子委員

3 出席した職員

川口佐織事務局長、坂川智次長兼管理部長、橋本具征教育部長
高木健一教育改革監、山脇正成総合教育センター所長、佐藤孝総務課長
中野幸治財務施設課長、大谷健二教職員課長、清貴康福利課長
小野内茂喜あいちの学び推進課長、加納澄江高等学校教育課長
尾本国博義務教育課長、安楽孝幸特別支援教育課長、祖父江達夫保健体育課長
長坂昌彦 ICT教育推進課長、山田洋暢教職員課担当課長
稲垣正博あいちの学び推進課担当課長、前田憲一高等学校教育課担当課長
川田敦行総務課担当課長、塚田祐介総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

(1) 慰謝料請求事件について

大谷教職員課長が、慰謝料請求事件について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(2) 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和6年度第2回）について

加納高等学校教育課長が、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和6年度第2回）について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

6 請願

請願第7号 教育基本法を解釈すればいい、という教員を改めさせる請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(岡田委員)

すべての教職員は教育基本法に基づいて日々の教育を行っており、それは自明であり議論の余地はないと思っている。ただ、法令というのは一つの基準であるので、具体的な適用をするにあたっては解釈が必要である。しかし、決して恣意的なものであってはならないので、客観的な判断に基づくものでなければならぬが、それも当然のことである。したがって、教育基本法を始め、教職員が法に従って教育を行っていることは当然のことであると考えている。

(飯田教育長)

教育委員会を始め、教職員は教育基本法に基づいてしっかりと職務に当たり、教育に携わっているので、議論の必要がないと考えている。

請願第8号 愛知県教育委員会事務局、同各教育事務所、県内各市町村教育委員会、各市町村立小中学校等々教育界における愛知教育大学出身者(愛教大学関)優先人事の実態及びその弊害について、第三者機関により明らかにするとともに、即刻是正するよう求める請願

金品授受についても詳細に調査するよう求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(度會委員)

請願には愛知教育大学出身者を優先した人事を行われているとあるが、管理職任用選考審査はどのように行われているのか。

(大谷教職員課長)

小中学校校長の任用選考審査では、受審者本人が作成した教職実績書や面接により総合的に判断している。面接では、県の教育委員または事務局行政職課長、県教育事務所または市町村教育委員会事務局職員、校長会から推薦された校長が、3名一組となり評価している。また、三河地区受審者は尾張地区面接委員が、尾張地区受審者は三河地区面接委員が審査する等、受審者と関係のある面接委員が審査しないようにして実施している。

小中学校教頭の任用選考審査では、受審者本人が記載した教職実績書、所属校校長の推薦書、小論文及び面接により総合的に判断している。面接では、県教育事務所職員、市町村教育委員会事務局職員、校長会から推薦された校長が、3名一組となり評価している。また、校長の任用選考審査同様、受審者と関係のある面接委員が審査しないようにして実施している。小論文の審査は、校長会から推薦された校長が3名一組で審査し、小論文用紙には、氏名記載欄はなく、受験番号のみを記載するようになっており、審査委員が誰の小論文かを特定して採点することができないようにしている。

いずれも、学歴を評価項目としておらず、公平公正に審査を行っている。

(度會委員)

教員のうち、愛知教育大学出身者の割合を教えてください。

(大谷教職員課長)

現在、30歳までの愛知教育大学出身者の割合は27.0%、31歳から40歳までが30.5%、41歳から50歳までが34.0%、51歳から60歳までが48.6%となっている。

(度會委員)

名古屋市の金品授受の報道後、どのような調査を行ったのか。

(大谷教職員課長)

2月11日、12日の名古屋市に関する新聞報道を受け、2月13日、各教育事務所を通じて、各市町村教育委員会の人事を担当した責任者に対し、任意団体等からの金品の授受はあったかを、15年から20年さかのぼって調査するよう依頼をした。

その結果、すべての市町村教育委員会から、そのような金品の授受はなかったと回答を得た。

教職員課、教育事務所についても同様の調査を行い、金品の授受はなかったことを確認している。

(飯田教育長)

愛知教育大学は教員養成大学のため、必然的に採用人数が多くはなるが、学歴評価をしておらず、あくまでも人物評価で採択をしている。特定の大学を優遇するということはない。

金品授受についても、なかったことを確認している。

請願第9号 「日本版DBS 性犯罪歴の確認づけ」に関する、取り組みを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「挙手少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(野杵委員)

学校現場では、子供たちを性被害から守るために、どのような取組をしているのか。

(祖父江保健体育課長)

子供たちが性の被害者にも加害者にもならないよう、小中学校、高等学校、特別支援学校において、文部科学省が作成した「生命の安全教育」に関する教材と「指導の手引き」を参考に、パワーポイントや動画を用いながら保健の授業等の中で説明を行っている。この授業の中で、被害者が受ける深刻な心と体の影響や、相手とのほど良い距離感を保つことを学んでいる。

また、小学校の低学年から体育の授業で、プライベートゾーンと呼ばれる水着で隠れる部分等、自分と他の人の大切なところを理解するとともに、大切なところを守るルールを学んでいる。

さらに、SNS関係の性被害が増えていることから、小学校高学年の道徳や、中学校の技術・家庭科、高等学校の情報Iの授業においても学んでいる。

(野杵委員)

学校現場で教えることは大事だと思うが、家庭内で話し合うことも大事なことだと思う。そのような取組は何かあるのか。

(祖父江保健体育課長)

性被害は、家庭内できちんと話し合うことが大事である。例えば、警察や携帯会社の方に講義をしてもらおう等、外部講師を活用し、保護者が子供と一緒に性被害から身を守る方法を学んでもらうといった取組を行っている。

(野杵委員)

性犯罪歴のチェックについてはどのように行われているのか。

(大谷教職員課長)

新規採用職員や、臨時的任用講師を採用する場合、欠格条項申告書により、地方公務員法の欠格条項及び学校教育法の欠格事由に該当する事実がないことを申告させるとともに、特定免許状失効者管理システムにより、わいせつ等による懲戒処分を受け、免許状が失効したという事実がないかを確認している。

(野杵委員)

日本版DBSの施行後は、どのように取り組んでいくのか。

(大谷教職員課長)

犯罪事実の確認の対象者やタイミング等、確認を行うにあたり必要な事項や、児童対象性暴力を防止するための措置等の具体的な内容は、今後、法の施行までの期間に、国が省令やガイドライン、事務処理マニュアルを作成することになっており、これに沿って対応をしていきたいと考えている。

(野杵委員)

日本版DBSについては、まだ様子を見て始めていくことになると思うが、教育機関だけではなく、民間の塾や家庭教師等と連携していかないと二次被害、三次被害は止まらないと思う。しっかりと連携しながらDBSの本格的な効果が出るよう進めて欲しい。

また、性被害を防ぐには抑止力が必要である。現状では、性犯罪を行うと懲戒免職になるということはだいぶ知れ渡っていると思うが、それだけではなく、その後の人生や、教育機関の中で生活しにくくなるということをしっかり教職員に対して伝える等、日頃から啓蒙活動して欲しいと思う。

(岡田委員)

わいせつ行為で処分される教員は後を絶たず、年々増加する傾向にある。日本版DBSについては、人権上の配慮、社会的復帰、現職教員も対象となっている等の観点からまだまだ課題が多いと思うが、わいせつ行為の再犯性も指摘されているところである。子供たちを守るという観点で、教員の犯歴の確認を進めるのは不可欠だと思う。

(飯田教育長)

日本版DBSがしっかりと機能していくよう、これから取り組んでいかなければならない。子供たちに対しても、性犯罪の加害者、被害者どちらにもならないよう教育をしていきたいと思う。また、子供たちを守るために教員研修を

行うことは必須だと思うので、しっかりと行っていきたい。

7 議案

第19号議案 令和7年度愛知県立夜間中学入学者募集について

小野内あいちの学び推進課長が、令和7年度愛知県立夜間中学入学者募集について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(河野委員)

夜間中学への入学を希望される方の中には、日本語の読み書き等識字能力が十分ではなく、会話が不十分の方がいることも予想される。

願書の記入や面談の申込みについて、日本語が十分ではない方へのサポートが必要だと思うが、支援の方法について何か考えているのか。

(小野内あいちの学び推進課長)

支援者の方も多く来ると思うので、そういった方たちと連携していきたいと考えている。願書の書き方についても、10月に面談を行うので、そこで相談をしながら直接書いてもらうこと等も想定している。色々サポートしていきたいと思う。

(河野委員)

色々な申込み方法があると思うが、会話が十分でなければ申込みが難しい部分もある。そういった部分への支援を考えられていると思うが、多言語である可能性を考えると難しい場面が出てくると思うので、引き続き支援については検討していただきたいと思う。

(度會委員)

周知方法について教えていただきたい。

(小野内あいちの学び推進課長)

市町村教育委員会等を通じてチラシ等を置いてもらう予定である。教育委員会に限らず、知事部局の多文化共生を推進している部局にも依頼予定である。

また、口頭での周知がかなり大切である。8月7日に豊橋工科高等学校で説明会を行うが、参加者の大半が支援員であるので、支援員を通じて広げていきたいと考えている。外国人のコミュニティにいかに浸透させていくのかが重要になってくるので、そのあたりに留意しながら周知していきたいと考えている。

(内田委員)

夜間中学へ入学できない可能性はあるのか。

(小野内あいちの学び推進課長)

週5日、中学校の全教科を学ぶ学校であるので、まず週5日学校へ通えるかどうか問題となる。週1日しか通えないとなると、入学は難しいかもしれない。また、特定の教科や日本語のみを学ぶということもできないため、こういった点の聞き取りを行いながら判断をしていきたいと思う。

第20号議案 令和7年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項について

加納高等学校教育課長が、令和7年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第21号議案 愛知県立学校管理規則の一部改正について

加納高等学校教育課長が、愛知県立学校管理規則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

8 協議題

なし

9 その他

なし

10 特記事項

- (1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として河野委員を指名した。
- (2) 請願第7号「教育基本法を解釈すればいい、という教員を改めさせる請願」及び請願第9号「日本版DBS 性犯罪歴の確認づけ」に関する、取り組みを求める請願」について、請願者から口頭陳述したい旨の申し出があり、飯田教育長が前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 4名